

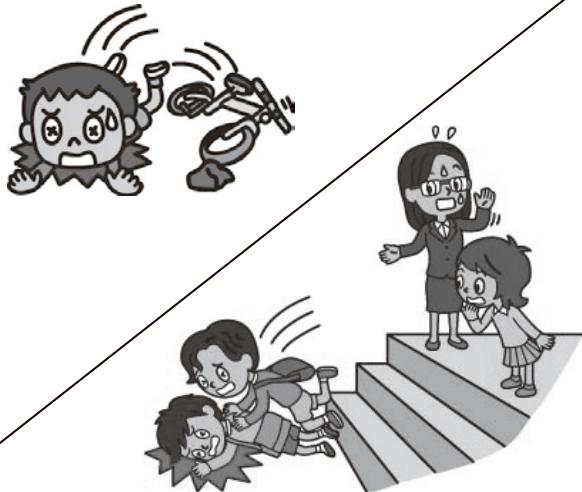
公益社団法人全国学習塾協会正会員の皆様へ

# J.J.A.総合補償制度

ご加入のご案内(旧称 塾総合保険)

J.J.A.総合補償制度は  
塾を取り巻く様々な危険を  
補償します

III パワハラ・セクハラ行為に対する管理責任を対象!  
パワハラ・セクハラ行為や不当解雇等を原因とする  
賠償リスクを補償する保険です。※詳細はパンフレットをご覧ください。



I 塾総合保険+人格権侵害担保特約+交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険

II 団体 個人情報漏えい保険

III 団体 雇用関連賠償責任保険

是非ご検討下さい!

II 個人情報漏えいの「おそれ」も補償対象!

個人情報の漏えいまたはそのおそれについた、法律上の損害賠償責任の他、被保険者が  
事故対応期間内に生じた個人情報漏えい対応費用※を負担することによって被る損害を対象としています。  
※ただし、個人情報の漏えいまたはそのそれが保険期間中に発生し、そのことが被保険者の公的機関に対する文書に  
よる届出もしくは報告等、または新聞・テレビ等の媒体による発表や報道により客観的に明らかになった場合に限ります。

## ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、パンフレット裏面記載の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認ください。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。ご不明な点等ございましたら、代理店ジャパン・リスク・マネジメント東京株式会社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

保険期間

平成29年5月1日午後4時から平成30年5月1日午後4時まで

加入手続き

(送金・加入依頼書送付)

申込は平成29年4月14日(金)まで

加入手続き・中途加入(含  
保険料)はP11「ご加入手続  
きについて」をご確認ください。

中途加入

毎月15日締切、翌月1日付加入となります。

# I 塾総合保険（特長）

## 1 様々な補償

学習塾経営者の法律上の賠償責任、塾生の行為による塾生・塾生の親権者その他の法定監督義務者の法律上の賠償責任、塾生の事故によるケガ等様々な補償内容。

## 2 割安な保険料

生徒数による割引適用で割安な保険料を実現。保険料は全額損金処理できます。

## 3 簡単な加入手続き

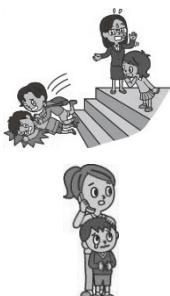
- ◆所定の加入依頼書にご記入・ご捺印のうえ、同封の返信用封筒にて団体宛に送付ください。
- ◆保険料は所定の払込票にて郵便局、あるいはゆうちょ銀行から払込ください。

**塾総合保険は塾をとりまく様々な危険を  
補償する保険です。**

### 塾経営者の 賠償責任

保険期間中、次の事故によって、生徒や第三者の身体に障害を与えたる、その財物を損壊したことにより、塾または塾の経営者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 塾の施設の所有、使用または管理に起因する事故
- 塾の業務遂行(生徒の指導、監督等)に起因する事故
- 人格権侵害担保特約**: 塾の業務等に伴う、不当行為※によって発生した人格権侵害について、塾または塾の経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。  
※ 不当な身体の拘束、口頭または文書もしくは図画等による表示をいいます。



○塾の階段が突然損壊し生徒がケガをした

○塾側が生徒の進路や学校成績を不用意に発言したこと、名譽またはプライバシーを侵害したことによる損害

+

### 塾生徒・塾生徒の法定 監督義務者の賠償責任

保険期間中、塾の管理下\*1にあるとき、生徒が他の生徒や第三者を死傷させたり、その財物を損壊したことにより生徒またはその親権者等の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



○生徒が誤って他の生徒にぶつかり、相手にケガをさせた

+

### 塾生徒の 傷害事故

塾の生徒が、塾の管理下\*1にある間、または塾と自宅との往復途上\*2にある間に、急激かつ偶然な外来の事故によって死傷した場合に、保険金をお支払いします。



○生徒が帰宅途中に自転車で転倒し、ケガをしてしまった

\*1 塾の管理下とは…●塾の授業に出席している間(休憩時間を含みます) ●授業開始前または終了後で塾の施設内にいる間 ●塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間

\*2 塾と自宅との往復途上とは、自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間および塾の管理下を離れて帰宅するまでの間をいいます。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。

### スクールバス搭乗者の傷害事故

学習塾のスクールバス・乗用車に搭乗中の者が急激かつ偶然な外来の事故によって死傷した場合に、保険金をお支払いします。(上記「塾の生徒の傷害事故」の保険金と重複して支払われます。)

※加入時に車両番号等で自動車を特定する必要があります。

※スクールバス・乗用車の定員数に基づき保険料を計算します。

特約  
オプション

## 保険金額(支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年)

		A	B	C	D		
賠 償 事 故	経営者の 賠償責任	対人賠償支払限度額	<b>1名につき1億円／1事故につき15億円</b>				
		対物賠償支払限度額	<b>1事故につき2,000万円</b>				
		人格権侵害支払限度額	<b>1名につき100万円／1事故かつ保険期間中ににつき1億円</b>				
	塾生徒の 賠償責任	賠償責任支払限度額	<b>1事故につき1億円</b>				
傷 害 事 故	死亡・後遺障害保険金額		50万円	100万円	200万円	300万円	500万円
	入院保険金日額		750円	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円
	通院保険金日額		500円	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円
年間保険料(塾生1名につき)			114円	197円	363円	529円	(定員1名につき) <b>4,820円</b>

\* 手術保険金のお支払額は、10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(スクールバス・乗用車搭乗者の傷害の場合)

※賠償事故の場合は、1事故につき免責金額1,000円を自己負担していただきます。

※「支払限度額」とは、事故が発生した場合に支払われる保険金の最高限度額です。

※塾生徒の賠償責任支払限度額は、対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき適用されるものです。

※オプションを除く上記保険料(生徒数による割引30%適用)はこの保険にご加入いただいております全国の塾の総加入生徒数(1つの塾の生徒数ではありません。)が1,000名以上の場合は、総加入生徒数が1,000名を下まわった場合「保険金額」「支払限度額」の引下げ等の変更をさせていただきますのでご了承ください。ただし、オプションの特約保険料は変更の対象外です。

## II 団体個人情報漏えい保険

学習塾にて個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合に、保護者を始めとした関係先との間のトラブルに備える保険です。請求された損害賠償金や、事故に対応する際に生じる各種費用に対して保険金をお支払いします。

次葉記載の「支払限度額・免責金額・保険料表」をご参照の上、ご加入を希望されるプランをご選択いただきます。**保険料は、直近の事業報告書、決算書等に記載されている、(教室単位ではない)学習塾全体の年間売上高※に応じて決定されます。**

※加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高を基礎として、保険料を決定してください。

申告いたいたいた売上高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合は、申告された売上高に基づく保険料と、把握可能な最近の会計年度等の売上高に基づく保険料の割合により保険金が削減払となりますのでご注意ください。

**適用される約款** 賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款(個人情報漏えい保険用)、個人情報漏えい対応費用担保特約条項、e-リスク担保特約条項等

**個人情報の漏えいまたはそのおそれについて負担した  
次の損害に対して、保険金をお支払いします！**

**個人情報の漏えいまたは  
そのおそれについて、被保険者が  
法律上の損害賠償責任を負担する  
ことによって被る損害**

ただし、漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限ります。

**【賠償責任部分】**  
(施設所有(管理)者特別約款(個人情報漏えい保険用))

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 損害防止軽減費用
- ④ 緊急措置費用
- ⑤ 協力費用

+

**個人情報の漏えいまたはそのおそれにつ  
いて、被保険者が事故対応期間内  
に生じた個人情報漏えい対応費用を負  
担することによって被る損害**

ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが保険期間中に発生し、そのことが被保険者の公的機関に対する文書による届出もしくは報告等、または新聞・テレビ等の媒体による発表や報道により客観的に明らかになった場合に限ります。

**【個人情報漏えい対応費用部分】**  
(個人情報漏えい対応費用担保特約条項)

- ① 謝罪費用・会見費用
- ② 事故対応・解決費用
- ③ 見舞金・見舞品購入費用
- ④ コンサルティング・弁護士報酬費用

### ●e-リスク担保特約条項付き！

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務の遂行に伴い、次の事由により発生した他人の業務の休止・阻害、電子情報の消失・損壊または人格権侵害(個人情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウイルスの感染 ② 第三者による不正アクセス ③ 被保険者が電子メールで発信した電子情報の瑕疵

※その他、補償の詳細はP8~9をご参考ください。



## 団体 個人情報漏えい保険

### (1) 支払限度額・免責金額・保険料表(年額)

プランコード		V	W	X	Y	Z
賠償責任部分 支払限度額 1請求・保険期間中(免責:1請求)		2億円 (30万円)	1億円 (30万円)	1億円 (30万円)	5千万円 (30万円)	3千万円 (30万円)
対応費用部分支払限度額 1事故・保険期間中(免責:1事故)		1億円 (10万円)	5千万円 (10万円)	1千万円 (10万円)	500万円 (10万円)	300万円 (10万円)
年間売上高	売上コード	年間保険料				
2,000万円未満	1	24,280	15,280	8,180	6,360	5,410
2,000万円以上 2,500万円未満	2	30,330	19,100	10,230	7,950	6,760
2,500万円以上 3,000万円未満	3	36,400	22,920	12,270	9,550	8,120
3,000万円以上 3,500万円未満	4	42,470	26,740	14,320	11,130	9,470
3,500万円以上 4,000万円未満	5	48,540	30,560	16,360	12,720	10,820
4,000万円以上 4,500万円未満	6	54,610	34,380	18,410	14,310	12,170
4,500万円以上 5,000万円未満	7	60,680	38,200	20,450	15,910	13,530
5,000万円以上 5,500万円未満	8	66,770	42,020	22,500	17,490	14,880
5,500万円以上 6,000万円未満	9	72,840	45,840	24,540	19,080	16,230
6,000万円以上 6,500万円未満	10	78,910	49,660	26,590	20,670	17,580
6,500万円以上 7,000万円未満	11	84,980	53,480	28,630	22,270	18,940
7,000万円以上 7,500万円未満	12	91,050	57,300	30,680	23,850	20,290
7,500万円以上 8,000万円未満	13	97,120	61,120	32,720	25,440	21,640
8,000万円以上 8,500万円未満	14	103,190	64,940	34,770	27,030	22,990
8,500万円以上 9,000万円未満	15	109,260	68,760	36,810	28,630	24,350
9,000万円以上 9,500万円未満	16	115,330	72,580	38,860	30,210	25,700
9,500万円以上 1億円未満	17	121,360	76,420	40,900	31,800	27,050

売上高1億円以上の場合は代理店にご相談ください(別途ご案内いたします)。

(\*1) 賠償責任部分およびe-リスク担保特約それぞれの損害を合算した額に対して賠償責任部分の支払限度額が適用されます。

(\*2) 情報漏えい対応費用に含まれる以下の費用については、情報漏えい対応費用の支払限度額の内枠で別途支払限度額を適用します。

・コンサルティング費用(支払限度額500万円／1事故)。但し、情報漏えい対応費用部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して、情報漏えい対応費用部分の支払限度額が限度となります。・被害者への謝罪のための見舞金等の費用(支払限度額500円／1名)

(\*3)個人情報の漏えいまたはそのおそれにより起因して被害者以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「情報漏えい対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます(「賠償責任部分」の支払限度額の内枠となります。)。

### (2) 保険料算出方法(年払)

・加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高を基礎として、保険料を決定してください。

・申告いただいた売上高がご加入 당시에把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合は、申告された売上高に基づく保険料と、把握可能な最近の会計年度等の売上高に基づく保険料の割合により保険金が削減払となりますのでご注意ください。

例 (プランX ご希望)

年間売上高 4,200万円の場合

売上コード 6に該当 プランX (加入パターン6-X) の年間保険料 **18,410円**



### III 団体 雇用関連賠償責任保険

こんなときに保険金をお支払いします。

- ・繰り返し人前で厳しい指導を受けた職員に、業務上の叱責の域を超えたパワハラ行為であるとして損害賠償請求された。
- ・女性職員に対して容姿、プライベートに関することを聞いたところ、後日セクハラとして慰謝料を請求され提訴された。
- ・講師が断れない環境の中で、過剰なシフトを入れられ、大学の試験を受けることができなくなり、結果として留年してしまった。慰謝料※①を請求され提訴された。
- ・持ちかえりで教材作成や採点を強いられたことや、長時間労働で過労となったことを理由とした慰謝料、持ちかえり時間を残業時間と見做した賃金支払を請求され提訴された※②。

※注意:被保険者が個人の場合には「同居する親族」に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。

①慰謝料については裁判上の判決・和解もしくは調停などによって被保険者の損害賠償責任の有無が確定してからのお支払いになります。

②「**賃金支払のみ**」を求められ提訴された場合は「**訴訟費用も含め補償対象外**」となります(但し、「慰謝料」も同時に請求され提訴された場合には、「訴訟費用」に加え、裁判上の判決結果に応じて、「慰謝料部分にあたる損害賠償額」が補償対象となります。)

**適用される約款** 賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+雇用関連賠償責任担保特約等

#### (1) 支払限度額・免責金額・保険料



支払限度額 (1名・1請求・保険期間中)	免責金額	縮小支払 割合	年間保険料 (1名あたり)
5,000万円	なし	95%	2,000円

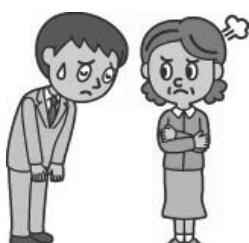


#### (2) 保険料算出方法(年払)



- ・対象となる被用者(職員※)の人数を基礎として下記の算式に従って保険料を算出してください。
- ・被用者の人数は、加入時の把握可能な最近の会計年度等の在籍数としてください。
- ・申告いただいた人数がご加入当時に把握可能な最近の会計年度等の人数に不足していた場合は、申告された人数に基づく保険料と把握可能な最近の会計年度等の人数に基づく保険料の割合により保険金が削減払いとなりますのでご注意ください。

$$\text{在籍者数} \times 2,000 \text{ 円} = \text{合計年間保険料}$$



補償内容の詳細は P10をご覧ください。

※事業場において記名被保険者に使用され賃金を支払われる者で、アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどを含みます。また、派遣労働者も含みます。

# 補償の内容(Ⅰ 墓総合保険)

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	死亡保険金	被保険者(*1)が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故(*2)により身体に傷害(*3)を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失による傷害 ●けんかや自殺行為・犯罪行為による傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転をしている間に生じた傷害 ●脳疾患、疾病、心神喪失による傷害 ●妊娠、出産、早産または流産による傷害 ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われる傷害を治療する場合を除きます。)による傷害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害 ●戦争、内乱、暴動等による傷害 ●核燃料物質の有害な特性等による傷害 ●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金	被保険者(*1)が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故(*2)により身体に傷害(*3)を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	被保険者(*1)が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故(*2)により身体に傷害(*3)を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合。	入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。 また、支払対象となる「入院した日数」は、180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の傷害を被った場合においても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	通院保険金	被保険者(*1)が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故(*2)により身体に傷害(*3)を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)(*4)された場合。	通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、90日が限度となります。 ※通院金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の傷害を被った場合においても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時着用した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
賠償	(塾経営者の賠償責任) 塾施設の所有・使用・管理または塾の業務遂行に起因して、他人の身体に障害を与えたる、他人の財物を損壊したことにより、被保険者(塾または塾の経営者)が法律上の賠償責任を負担することにより損害を被った場合。ただし、保険期間中に日本国内において発生した事故に限ります。また、人格権侵害担保特約の付帯により、塾施設の所有・使用・管理または塾の業務遂行に伴う不当行為によって発生した人格権侵害(*5)について、被保険者(塾または塾の経営者)が法律上の賠償責任を負担することにより損害を被った場合。ただし、保険期間中に日本国内において不当行為が行われた場合に限ります。 (塾の生徒の賠償責任) 塾の管理下における塾の生徒の行為に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたる、他人の財物を損壊したことにより、被保険者(塾の生徒または塾の生徒の親権者その他の法定監督義務者)が法律上の賠償責任を負担することにより損害を被った場合。ただし、保険期間中に日本国内において発生した事故に限ります。	この保険では被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定にしたがい保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金: 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金。賠償責任の承認および賠償金額の決定にあたっては、事前に保険会社の同意が必要です。 ②争訟費用: 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受け保険会社の同意を得て支出した弁護士費用・訴訟費用等 ③緊急措置費用: 被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当・護送等緊急措置に要した費用または引受け保険会社の同意を得て支出したの他の費用 ④損害防止軽減費用: 被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤協力費用: 引受け保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受け保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 保険金のお支払方法は次のとおりです ・上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払します。 ・上記②~⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。	(塾経営者の賠償責任) ●保険契約者または被保険者の故意 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ●被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任●航空機、昇降機、自動車もしら取扱い等の工事に起因する損害●原動機付自転車または施設外における船・車両(原動力がもつぱら人間で走る場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用者は管理に起因する損害●塾の指導または助言の結果に起因して塾の管理下にない間に塾の生徒に発生した事故による損害●被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物、または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物による事故に起因する損害●地震、噴火、洪水、津波または高潮●戦争、変動、騒動、騒じょうまたは労働争議●給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸氣、水等の漏出、いっしゆによる財物の損壊 等 (人格権侵害担保特約) ●最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その後続または反復として行われた不当行為●事實と異なることを知りながら、被保険者によつて、または被保険者の指図により行われた不当行為●被保険者によつて、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) ●被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為●広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 等 (塾の生徒の賠償責任) ●保険契約者または被保険者の故意●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任●被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任●被保険者の心神喪失に起因する賠償責任●被保険者の、または被保険者の指図による暴行、殴打に起因する賠償責任 等	

(\*1)傷害における被保険者は塾に在籍する生徒となります。

(\*2)保険証券記載の塾の管理下または塾と自宅との往復途上(学校から塾に向かう間を含みます。)にある間に生じた事故に限ります。

(\*3)上記傷害は、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(職業病、テニス肩等)

(\*4)約款に定める所定の状態となった場合、通院とみなされます。

(\*5)人格権侵害とは、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
スクールバス・乗用車搭乗者の傷害(特約)	死亡保険金	日本国内において保険証券記載の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。(事故により直ちに死亡された場合も含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害保険金	日本国内において保険証券記載の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※2 保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	日本国内において保険証券記載の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、入院された場合。	入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	日本国内において保険証券記載の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けられた場合。	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります*4。
	通院保険金	日本国内において保険証券記載の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、通院(往診を含みます。)された場合。	通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギブス等*5を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

\*1 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセトトされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

\*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

\*3 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。

\*4 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

\*5 ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコレセット、鎖骨固定帶、胸部固定帶、肋骨固定帶、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

●この保険の傷害事故補償、賠償事故補償部分は公益社団法人全国学習塾協会を保険契約者とし公益社団法人全国学習塾協会正会員等を被保険者とする塾総合保険団体契約および、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険団体契約により運営されています。したがいまして上表において、「保険契約者」は「公益社団法人全国学習塾協会」、「被保険者」は「保険の対象となる方」と読み替えてご理解ください。

●加入内容を変更頂いてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、連絡先の担当者に、その旨お伝えいただきますようお願ひいたします。

## 補償の内容(Ⅱ 個人情報漏えい保険)

### I 保険の対象となる情報

個人に関する情報であってその情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。

### II 漏えいとは

「漏えい」とは、個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

### III ご加入者及び被保険者(補償を受けることが出来る方)の範囲

#### 【加入者の範囲】

全国学習塾協会の構成員の皆様が本制度の加入対象者となります(記名被保険者)。

#### 【被保険者の範囲】

- 記名被保険者(加入者＝全国学習塾協会の構成員である各塾)
- 記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。)

### IV 保険金をお支払いする場合 (情報漏えいだけではなくそのおそれも補償対象となります)

#### 【賠償責任部分】

個人情報の漏えいまたはたはそのおそれにはそのおそれによって、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

#### 【対応費用部分】

保険期間中に発生した個人情報の漏えいまたはたはそのおそれによって、事故対応期間(保険契約者、被保険者または引受保険会社のいずれかが最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた個人情報漏えい対応費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

ただし、保険金をお支払いするのは、個人情報の漏えいまたはたはそのおそれが保険期間中に発生し、そのことが次の(a)または(b)の事由によって客観的に明らかになった場合に限ります。

- (a)被保険者が行う公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告等に限ります。
- (b)新聞、テレビ、雑誌、ラジオ、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による報道、発表

#### 【e-リスク担保特約条項】

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務(e-リスク担保特約条項に関する以下の記載において、「対象業務」といいます。)の遂行に伴い、次の事由により発生した他人の業務の休止・阻害、電子情報の消失・損壊または人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、上記の事故に起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内でなされた場合に限ります。

- ①コンピュータ・ウイルスの感染 ②第三者による不正アクセス ③被保険者が電子メールで発信した電子情報の瑕疵

## 補償の内容(Ⅱ 個人情報漏えい保険)

### V お支払いの対象となる損害

#### 【賠償責任部分(e-リスク担保特約条項を含む。)】

- ①法律上の損害賠償金: 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、引受保険会社の同意が必要となります。
- ②争訟費用: 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
- ③損害防止軽減費用: 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④緊急措置費用: 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤協力費用: 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

#### 【対応費用部分】

お支払いの対象となる情報漏えい対応費用は以下のとおりです。ただし、事故対応を行うために必要かつ不可欠と認められるものに限ります。

##### <個人情報漏えい対応費用担保特約条項>

- ①新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用 ②事故原因の調査費用 ③他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ④通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤事故に関して支出する次の費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限ります。(ア)コンサルティング費用(1事故につき500万円を限度とします。情報漏えい対応費用部分の支払限度額が500万円未満の場合、情報漏えい対応費用部分の支払限度額が限度となります)。ただし、事故発生時の対策または事故の再発防止対策についての助言の対価としてのものに限ります。(イ)弁護士報酬。ただし、保険契約者または被保険者に雇用され、またはこれらの人々から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。(ロ)記名被保険者の使用人の超過勤務手当 ⑦記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費⑧謝罪のために被害者に対して支出する見舞金、金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用、見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、被害者1名につき500円を限度とします。

### VI 保険金のお支払い方法

#### 【賠償責任部分(e-リスク担保特約条項を含みます。)】

- ①法律上の損害賠償金: 損害賠償金の合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入のプランの「賠償責任部分」の支払限度額を限度として保険金をお支払いします。 ②争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用: 原則としてその全額がお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、争訟費用については、「損害賠償金>支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

お支払いする保険金=争訟費用×支払限度額／損害賠償金

#### 【対応費用部分】

情報漏えい対応費用の合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入のプランの「情報漏えい対応費用(対応費用部分)」の支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

### VII 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

#### 【賠償責任部分(e-リスク担保特約条項を含みます。)・対応費用部分 共通の事由】

- ①保険契約者または被保険者の故意 ②保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) ③戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ④地震、噴火、洪水、津波、高潮 ⑤他人の身体の障害⑥他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取・使用不能・使用阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。 等

#### 【賠償責任部分(e-リスク担保特約条項を含みます。)固有の事由】

- ①特別の約定により加重された賠償責任 ②初年度契約の保険期間の開始時より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えい(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) ③被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 ④株価または売上高の変動 ⑤日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 等

#### 【e-リスク担保特約条項固有の事由】

- ①初年度契約の保険期間の開始時より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) ②電子マネー ③ソフトウェアの開発またはプログラム作成 ④対象業務の結果を利用して、製造、加工等の工程を経て製作された製品、半製品等の財物の不具合 ⑤対象業務の履行不能または履行遅滞 ⑥被保険者の支払不能または破産 ⑦被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合 ⑧被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合 ⑨業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑩被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任 ⑪個人情報漏えいまたはそのおそれ ⑫対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修理、交換、やり直し等の措置のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の提供の価値を含みます。) 等

## 補償の内容(Ⅲ 雇用関連賠償責任保険)

### I ご加入者及び被保険者(補償を受けることが出来る方)の範囲

#### 【加入者の範囲】

全国学習塾協会の構成員の皆様が本制度の加入対象者となります(記名被保険者)。

#### 【被保険者の範囲】

- 記名被保険者及び記名被保険者が法人である場合その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関(記名被保険者以外の者については、記名被保険者の業務に関する場合に限ります)。

### II 保険金をお支払いする場合

日本国内において行われた侵害行為(\*1)により発生した事故(\*2)に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合。ただし、保険金をお支払いするのは、被保険者に対する労働者(\*3)(過去に労働者であった方および労働者となるための申し込みを行った方ならびにこれらの方の法定相続人を含みます。)からの損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限ります。

(\*1)侵害行為とは、以下の事由をいいます。

- 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
  - 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。
  - 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。
- (\*2)事故とは、他人の精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由、名誉もしくはプライバシーの侵害をいいます。
- (\*3)労働者とは、使用人(事業場において記名被保険者に使用され、賃金を支払われる者)および事業場において記名被保険者のために労働に従事する者(使用人を除く)をいいます。

### III お支払いする保険金

#### ●お支払いする保険金

- (1)法律上の損害賠償金: 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
  - (2)争訟費用: 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
  - (3)損害防止軽減費用: 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
  - (4)緊急措置費用: 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
  - (5)協力費用: 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- 保険金のお支払方法
- (1)～(5)の合算額に対して、その損害額に95%(縮小支払割合)を乗じた額を支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

### IV 保険金をお支払いしない主な場合

- (1)遡及日(初年度契約の保険始期日)より前に行われた侵害行為およびその行為の継続または反復として行われた侵害行為
- (2)遡及日(初年度契約の保険始期日)より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- (3)この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求または解雇、配転命令等の無効の確認・取消もしくは雇用契約上の地位の確認・保全を求める請求がなされるおそれを被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その原因となった侵害行為
- (4)被保険者もしくは労働者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
- (5)法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った侵害行為
- (6)他人の身体障害(精神的苦痛に起因する労働者の身体障害を除きます。)または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取
- (7)労働者(過去に労働者であった者及び労働者となるための申し込みを行った者ならびにこれらの方の法定相続人を含みます。)以外の者からなされた請求
- (8)次の確認、取消または保全を求める請求。ただし、被保険者に対する損害賠償請求と同時になされたものを除きます。
  - ①解雇、配転命令等の無効の確認または取消し ②雇用契約上の地位の確認または保全
- (9)日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 (10)記名被保険者の使用人に対する賃金の支払による損害
- (11)ご契約者または被保険者の故意 (12)戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議
- (13)地震、噴火、洪水、津波、高潮 (14)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (15)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (16)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (17)排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 等

# ご加入手続きについて

## 加入対象者

全国学習塾協会の正会員の方で、主として未成年者を対象とする学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等の塾が対象となります。

※以下のような塾は対象とはなりませんのでご注意ください。

- ①野球、水泳、スキー、テニス等スポーツを指導するもの
- ②もっぱら小学校就学前の乳幼児を対象とするもの
- ③主たる指導方法が通信教育によるもの
- ④学校教育法が規定する学校、専修学校および各種学校

不登校児を対象とした全日制のクラスがある学習塾、一定の頻度で定期的にスポーツ指導を行う学習塾等、このような幅広い活動をされている場合は個別にお引受けいたしますので、パンフレット記載のお問い合わせ先までご相談ください。

## 加入手続き

所定の加入依頼書及び払取扱票に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、お近くの郵便局あるいはゆうちょ銀行から貴塾の保険料をご送金ください。

※送金手続きの締切(加入依頼書送付日締切)は、4月14日(金)です。送金されてから公益社団法人全国学習塾協会で着金を確認するまでに約1週間かかりますのでご了承ください。加入依頼書は同封の返信用封筒にて団体宛てに送付ください。

ご加入後、加入内容変更や脱退される際は、変更日、脱退日前にご連絡ください。

※保険期間中、本契約の加入対象者でなくなった場合は脱退の手続きをいただく必要があります。

その際の連絡先は裏表紙記載の代理店までお願いいたします。

## 中途加入について

毎月1日付での加入が可能です。

その場合の送金手続きの締切日(加入申込締切)は、毎月補償開始月の前月15日となります。

(保険期間は平成29年5月1日午後4時から平成30年5月1日午後4時まで、中途加入の補償開始時刻は毎月1日午後4時となります。)

### 1. 塾総合保険:

1名分の年間保険料 × 加入時に把握可能な最近の会計年度の塾生平均数 × 未経過月数／12

(例)Bタイプに7月1日付けで生徒数100名の塾が加入する場合

1名分の年間保険料197円、未経過月数10ヶ月ですから、中途加入保険料は下記の通りとなります。

$$\bullet 197円 \times 100名 \times 10/12 = 16,416.666 \Rightarrow 16,417円(1円未満四捨五入)$$

### 2. 個人情報漏えい保険・雇用関連賠償責任保険: 年間保険料 × 未経過月数／12

(例)雇用関連賠償責任保険に7月1日付けで職員数10名の塾が加入する場合

1名分の年間保険料2,000円、未経過月数10ヶ月ですから、中途加入保険料は下記の通りとなります。

$$\bullet 2,000円 \times 10名 \times 10/12 = 16,666.666 \Rightarrow 16,667円(1円未満四捨五入)$$

## 中途加入保険料の計算式

## 塾生の人数について

塾生の人数は、加入時の把握可能な最近の会計年度等の塾生名簿の平均数をもとにご加入ください。保険期間中の塾生の人数による精算は原則として行いません。ご申告の塾生徒の人数が加入時に把握可能な最近の会計年度の実際の塾生平均数の人数に不足していた場合には、申告された人数に基づく保険料と、把握可能な最近の会計年度等の実際の塾生平均数に基づく保険料の割合により保険金が削減払いとなりますのでご注意ください。

## 職員数及び売上高について

売上高は、加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高を基礎としてください。

職員数は、加入時の把握可能な最近の会計年度等の在籍者数を基礎としてください。

売上高及び職員数が不足していた場合は、申告された売上高または職員数に基づく保険料と、把握可能な最近の会計年度等の売上高または職員在籍数に基づく保険料の割合により保険金が削減払いとなりますのでご注意ください。

## 加入者票について

5月下旬以降、加入塾には総合補償制度加入者票を順次発行致します。

ご意向通りの加入内容になっているかをご確認ください。6月末までに加入者票が届かない場合は、お手数ですが団体窓口にご連絡ください。

# ご加入の際のご注意

※この保険は公益社団法人全国学習塾協会を保険契約者とし公益社団法人全国学習塾協会正会員の方等を被保険者とする塾総合保険団体契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険団体契約、個人情報漏えい保険団体契約、及び雇用関連賠償責任保険団体契約です。傷害事故補償、賠償事故補償に関する保険金は東京海上日動の「塾総合保険」「個人情報漏えい保険」「雇用関連賠償責任保険」および「特殊な団体傷害保険」の普通保険約款・特別約款および特約条項にしたがって支払われます。なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同団体が有します。

### 【告知義務】

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(代理店には告知受領権があります)。本契約における告知事項は次のとおりです。

■他の保険契約等(\*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)。(\*)「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

■記名被保険者名 ■生徒数(塾総合のみ) ■売上高(個人情報漏えい保険) ■職員数(雇用関連賠償責任保険) ■過去の賠償事故歴等(塾総合・個人情報漏えい保険、雇用関連賠償責任保険)

### 【他の保険契約等がある場合】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、傷害部分を除き、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●死亡保険金受取人の指定(塾生徒特別約款・傷害担保特約条項のみ):死亡保険金受取人の指定がない場合、死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

●ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、保険会社までご照会ください。

# ご加入後の注意

## 【通知義務】

＜墊総合保険(墊の賠責部分)の場合＞ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することができます。

＜墊総合保険(塾生徒の賠責・傷害部分)・個人情報漏えい保険・雇用関連賠償責任保険の場合＞ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することができます。

●ご加入内容の確認・保管：加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入者票が到着しない場合は、加入依頼書控査等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

●スクールバス搭乗者の傷害保険にご加入の場合は、お車の入替えをされる際は、遅滞なく代理店または保険会社にご連絡ください。

●保険会社が経営破綻した場合等の取扱い：引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。保険会社の経営が破綻した場合、スクールバス搭乗者の傷害保険(オプション)については「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%で破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。塾総合保険、個人情報漏えい保険、雇用関連賠償責任保険の場合は、ご契約者が個人、あるいは小規模法人、「破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)」またはマンション管理組合である場合には「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%で破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。詳細につきましては、代理店または保険会社までご照会ください。(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

# もし事故が起きたときは

## ＜墊総合保険(傷害部分)、傷害保険の場合＞

①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内に代理店または保険会社にご連絡ください。②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

## ＜墊総合保険(賠責部分)・個人情報漏えい保険・雇用関連賠償責任保険の場合＞

保険事故または保険事故の原因となる事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができます。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

この保険には、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる賠償責任事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

## 【保険金請求の際のご注意】

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条2項)。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますのでご了承ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

# デイリーサポート

# 暮らしに関する無料相談サービス

※オプション(交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約)付帯時のみ対象サービスです。

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にご利用ください。\*1

1 身の回りの法律に関するご相談 *2	2 身の回りの税金に関するご相談 *2	3 介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関するご相談
4 看護師による健康についてのご相談	5 公的年金等の社会保険に関するご相談 *2	
6 グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供	7 介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供	

●受付時間 1 3 5 平日午前9時～午後5時 2 平日午後2時～午後4時 4 24時間365日 6 平日午前10時～午後4時 ※ 1 2 3 5 6 は、いずれも土日祝日・年末年始を除きます。

●お問い合わせ先

1 2 3 5 6 ☎ 0120-285-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

4 ☎ 0120-262-772

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

7 ホームページアドレス <http://www kaigonw ne jp/>

\*1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者、ご加入者(いずれも法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方をいい、法人は除きます。)、またはご契約者、ご加入者もしくは被保険者の配偶者・親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

\*2 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※上記のサービスは、弊社グループ会社または提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## 〈個人情報の取扱いに関するご案内〉

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

## 〈重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)〉

団体保険にご加入いただくお客様へ  
(必ずお読みください)

### 契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡しております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ(<http://www.tokiomaru-nichido.co.jp/service/yakkan.html>)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページによる約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要是ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したもので、ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいたぐる際に際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申しあげます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1)商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、ご契約となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### (2)補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### (3)引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

#### 2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

#### 3. 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

## 注意喚起情報のご説明

### 1. 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセツトされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されます。が、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセツトする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1)ご加入における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されると保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセツトされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。
  - ・保険期間が1年以内のご契約の場合: 支払責任の開始日 \* 1から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。
  - ・保険期間が1年を超えるご契約の場合: 支払責任の開始日 \* 1から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。
- \*1 ご契約を更新している場合は、告知されなかつたり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。
- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状に

ついで、故意に告知をされなかつた場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできることあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

#### (2)ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできること等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

#### (3)次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によつては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをしました場合であつても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、新規にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいたい告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

### 3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。ただし、保険の種類によつては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1)始期前発病不担保の取扱い変更

- (約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)
- ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といいます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年 \* 2を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

\* 2 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

#### (2)その他

パンフレット等をご確認ください。

### 5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

詳細は後記く引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

### 6. 個人情報の取扱いについて

P12記載の<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。

### 7. 新たな保険契約への要換えについて

現在のご加入を解約、減額等をすること前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は

本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

(受付時間: 365日24時間)

 0120-119-110

"事故は119番-110番"

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



- ①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
- 多くの場合、返りい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返りい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。
  - ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
  - 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。
  - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
  - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
  - 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかつたり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
  - 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換で新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。
  - 新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なることがあります。(例えば、乗換で新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

## 8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

## 9. 保険金のご請求・お支払いについて

- (1) 事故が発生した場合の手続き等
- 事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。
- (2) 保険金請求書類
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
  - 住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
  - 弊社の定める傷害もしくは疾病的程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
  - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
  - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 代理人からの保険金請求
- 被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいたしていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□ 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)、お支払いする保険金

□ 保険期間(保険のご契約期間)

□ 保険金額(ご契約金額)

□ 保険料・保険料払込方法

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

□ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

## 3 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意＊」が記載されていますので必ずご確認ください。

\* 例えは、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

このパンフレットでは、ご加入の大切な事柄が記載されておりますので、ご一読のうえ、J.J.A.総合補償制度加入者票と共に、保険期間終了時まで保管してご利用ください。このパンフレットは、総合保険、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、個人情報漏えい保険、雇用関連賠償責任保険の内容についてご紹介したものです。詳細は保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡してあります保険約款によります。ご加入を申し込みの方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がありましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。

### お問い合わせおよび事故ご連絡先

公益社団法人全国学習塾協会(受付:平日9:30-17:30)

TEL:03-6915-2293

FAX:03-6915-2294

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2南大塚MTビル5F

### 代理店

ジャパン・リスク・マネジメント東京株式会社

TEL:03-5542-1978 (担当:松井、恩田)

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-14-7 明治安田生命江戸橋ビル9F

### (4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### 10. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

①ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。

②以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
- ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- ③以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

### 〈引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返りい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返りい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返りい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険等	破綻後 3か月間は100% 3か月経過後は80%	80%
墳総合保険、個人情報漏えい保険、雇用関連賠償責任保険等	破綻後 3か月間は100% 3か月経過後は80% * 3	80% * 3

\*3 ご契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

\*4 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および国外法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。)をいいます。

東京海上日動火災保険株式会社

### 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

[担当課] 広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4153

代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約したものとなります。